


京都府告示第 391 号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和 56 年京都府条例第 2 号）第 13 条の 2 第 2 項第 2 号の知事の指定する団体を次のとおり指定する。

なお、平成 18 年京都府告示第 410 号で指定したコンピュータソフトウェア倫理機構は、その指定を解除する。

平成 21 年 7 月 31 日

京都府知事 山 田 啓 二

名称（略称）	住 所	指定する団体が、図書類について青少年の視聴を不相当とした場合においてその旨を一般に周知させる方法
一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構（ソフ倫）	東京都港区浜松町一丁目 2 番 1 4 号	次の標章を、図書類の包装の表面にちょう付することにより周知する。  26 mm